附　則

第三条　この省令の施行の際現に存する建築物（令和四年十月一日以後にする法第三十四条第一項の認定の申請に係るものを除く。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）の非住宅部分について、第三条及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」と、第十一条中「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×B＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。

2　（略）

第四条　（略）

2　この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十四条の規定を適用する場合においては、当分の間、第五条第一項中「E_{ST}＝（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」とする。」と、第十四条第一項中「E_{ST}＝{（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}）×0.8＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_M）×10^{-3}」と、同条第三項中「E_{ST}＝{（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}）×0.8＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。

3　（略）

別表第一（第十条関係）

（略）
備考 1　（略） 2　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 3　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 4　「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 5　「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 6　「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 7　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。 8　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。別表第二において同じ。

附　則

第三条　この省令の施行の際現に存する建築物の非住宅部分について、第三条及び第十一条の規定を適用する場合においては、当分の間、第三条第一項中「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」と、第十一条中「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×0.8＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。

2　（略）

第四条　（略）

2　この省令の施行の際現に存する建築物の住宅部分について、第五条及び第十二条の規定を適用する場合においては、当分の間、第五条第一項中「E_{ST}＝（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」と、同条第四項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、同条第一項中「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×1.1＋E_M}×10^{-3}」とする。」と、第十二条第一項中「E_{ST}＝{（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}）×0.9＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SH}＋E_{SC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_M）×10^{-3}」と、同条第三項中「E_{ST}＝{（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}）×0.9＋E_M}×10^{-3}」とあるのは「E_{ST}＝（E_{SAC}＋E_{SV}＋E_{SL}＋E_{SW}＋E_{SEV}＋E_M）×10^{-3}」とする。

3　（略）

別表（第十条関係）

（略）
備考 1　（略） 2　「事務所等」とは、事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 3　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 4　「病院等」とは、病院、老人ホーム、福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 5　「百貨店等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 6　「学校等」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 7　「飲食店等」とは、飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。 8　「図書館等」とは、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「体育館等」とは、体育館、公会堂、集会場、ボーリング場、劇場、アスレチック場、スケート場、公衆浴場、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいい、「映画館等」とは、映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。